

石巻市防災基本条例を制定しました

市民、事業者、市の協働で築く「災害に強い安全で安心なまちづくり」

- 自助**
【自らのことは自ら守る】
- 共助**
【地域で支え合う】
- 公助**
【行政が市民を支援する】

1 条例制定の趣旨

私たちは、東日本大震災を教訓として、災害から市民の生命、身体および財産を守るためには、災害に強いまちを構築することが最重要課題であるとともに、行政による災害対応には限界があり、「自助」、「共助」、「公助」の理念に基づき、市民、事業者および市が相互に連携し、防災に取り組むことが必要不可欠であることを改めて痛感させられました。

市では、「自助」、「共助」、「公助」の理念のもと、防災意識を更に高め、市民、事業者および市の防災における責務と役割を明確にし、災害に強く安心して暮らせるまちの実現を図ることを目的に、市の災害対策や防災計画の基本となるものとして「石巻市防災基本条例」を制定しました。

2 条例の要旨

この条例は、「前文」、「第1章 総則」、「第2章 市民、事業者及び市の役割」、「第3章 防災週間」、「第4章 雑則」、「附則」をもって構成しています。

(1) 前文

東日本大震災を教訓として、自助・共助・公助の理念に基づき、市民、事業者および市がそれぞれの責務や役割を十分に理解し合いながら、災害に強い、安全で安心なまちづくりを推進すること、そして後世の人々に震災の記憶と防災の大切さを伝承するとともに、地域社会における助け合い、国内外の団体や個人から受けた支援の絆を発展させ、我が国および世界各国にお

ける防災への取り組みに貢献していくこと等を内容としています。

- (2) 第1章 総則 (第1条～第4条)
「目的」、「定義」、「基本理念」、「防災計画への反映」について規定しています。
 - (3) 第2章 市民、事業者及び市の役割
 - ① 第1節 市民の役割 (第5条～第8条) 「市民の基本的責務」、「市民の相互の安全対策」、「自主防災組織の基本的責務」、「市民がとるべき災害時の対応」について規定しています。
 - ② 第2節 事業者の役割 (第9条～第11条) 「事業者の基本的責務」、「市及び自主防災組織との協力」、「事業者がとるべき災害時の措置」について規定しています。
 - ③ 第3節 市の役割 (第12条～第21条) 「市の基本的責務」、「国等との連携」、「他の地方公共団体等への支援」、「ボランティア活動への支援等」、「備蓄物資の整備」、「自主防災組織の育成及び支援」、「防災知識の普及等」、「避難行動要支援者情報の管理」、「被災者情報の管理」、「市がとるべき災害時の措置」を規定しています。
 - (4) 第3章 防災週間 (第22条) 毎年3月11日を含む7日間を防災週間とし、防災意識の高揚および災害対策の充実を図るとともに、被災地としての体験を風化させないため、震災の経験から得た知識および教訓を全世界および後世の人々に伝承していくこと等を規定しています。
 - (5) 第4章 雑則 (第23条) 規則への委任を規定しています。
 - (6) 附則 本条例は4月1日から施行します。
- ※石巻市防災基本条例はホームページでも公表しています。
- ☎ 危機対策課 (内線4153)

夜間・休日開庁のお知らせ

市役所2階市民課・保険年金課

4月6日(日)・20日(日) 午前9時～午後1時
4月4日(金)まで平日午後7時まで窓口を延長します。
住民票、戸籍証明書、印鑑証明書の発行、印鑑登録、住所異動届、住所異動に伴う各種国民健康保険関係手続き
※税証明書、電子証明書、住基カードの発行、住基カードを使用した転入届、臨時運行許可(仮ナンバー)申請、原動機付自転車の廃止・登録はできません。
※後期高齢者医療保険の手続きも受け付けますが、被保険者証等の即日交付はできません。

市役所3階納税課

4月20日(日) 午前9時～午後1時
4月4日(金)まで平日午後7時まで窓口を延長します。
税金の納付や相談に関すること

今月の税金 納期限 4月30日(水)
○国民健康保険税 第1期 ○介護保険料 第1期

「行政経営戦略会議」委員を募集します!

市では、市民の皆さんからの意見を行政運営に取り入れ、市民と協働の自治体経営を進めるために、行政経営戦略会議委員(公募枠)を募集します。「行政経営戦略会議」は、行政運営に関する推進プランの策定等について、幅広い見地から意見や助言を得るための機関です。

これからの行政運営について、一緒に考えてみませんか。

- 募集人員** 2人(市内在住、18歳以上の方)
- 任期** 委嘱の日から平成28年3月31日(木)まで
- 応募方法** 本市の行政運営への提言を400字以内で書いて、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を記載し、郵便またはEメールにより、送付してください。なお、選考の際に、面談を実施する場合があります。また、応募された方には、選考結果を通知します。
- 応募期限** 4月25日(金)必着

☎・☒ 〒986-8501(住所不要) 行政経営課(内線5212)
✉ islgmng@city.isihinomaki.lg.jp



表記の見方 ☎ 申し込み ☎ 問い合わせ ✉ Eメール [先着] 先着順 [抽選] 申し込み多数のときは抽選

電話番号案内 市役所☎95-1111 河北総合支所☎62-2111 雄勝総合支所☎57-2111 河南総合支所☎72-2111 桃生総合支所☎76-2111 北上総合支所☎67-2111 牡鹿総合支所☎45-2111 渡波支所☎24-0151 稲井支所☎95-2171 荻浜支所☎90-2111 蛇田支所☎95-1442



石巻市役所 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14-1
☎0225-95-1111 FAX 0225-22-4995
開庁時間 午前8時30分～午後5時
ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>
次回発行は平成26年4月15日の予定です。
発行 石巻市総務部秘書広報課(内線4024) FAX0225-23-4340
編集/印刷 (株)石巻日日新聞社

住民基本台帳による石巻市の人口と世帯数	
平成26年2月末現在	人口 150,742人 世帯数 59,468世帯
平成25年2月末現在	人口 151,769人 世帯数 58,882世帯

石巻市で被災されたとする死者数および行方不明者数 ※平成26年2月末現在
直接死3,270人 関連死253人 行方不明者438人
※直接死とは 津波や家屋倒壊等が原因で亡くなった方
※関連死とは 直接死以外でこの震災が原因で亡くなり、災害弔慰金支給審査会等で認定された方